

平成 28 年度事務事業評価表(一般事業・補正新規)

No. 1

事務事業名	保育所等における業務効率化推進事業
-------	-------------------

作成日	平成 28 年 4 月 5 日		
部局名	こども未来部		
課名	こども政策課		
課長名	田下 陽一	内線	170
グループ名	教育・保育第2グループ		
担当者名	城代 俊明	内線	170

政策	01030302	すべての人が健やかに暮らせるまちづくり
施策		母子保健・児童家庭福祉の充実
細施策		子育て支援体制の充実
基本事業		多様な保育サービスの提供
関連施策		

会計	1	一般会計
款	3	民生費
項	2	児童福祉費
目	1	児童福祉総務費
事業コード	020111	保育所等における業務効率化推進事業

第5次行革		取組事項	
個別計画		計画名	
重点事業		事業類型	5 負担金・補助金事業

【PLAN(計画)】

計画するに至った経緯等	国は、保育士人材確保の取組の一環として、保育所等における保育士の負担軽減や子どもの事故防止を図るため、平成27年度(補正)及び平成28年度において、保育所等における業務効率化推進事業を実施する。この事業を活用し、本市の保育環境の改善を図ることとしたい。
-------------	--

対象(者) 誰(何)に対して事業を行うか	保育所、認定こども園、地域型保育事業所
意図 対象をどのような状態にしたいか	保育所等における、保育士の業務負担の軽減及び事故防止等の体制強化を図ることにより、保育所等の安全・安心な保育環境を整備する。

事業概要 意図を達成するために実施することは何か	①保育所等におけるICT化の推進 保育所等の保育士の業務において負担となっている書類作成等の業務について、ICT化推進のため保育業務支援システムの導入に必要な費用の一部を補助する。 ②事故防止等のためのビデオカメラの導入 保育所等におけるビデオカメラの設置に必要な費用の一部を補助する。		
事業期間	平成 28 年度 ~ 平成 28 年度	実施方法	補助
根拠法令、要綱等	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱、保育所等における業務効率化推進事業実施要綱		

【DO(実施)】

		①				②			
活動指標	指標名	実施施設数(①ICT化分)				実施施設数(②ビデオカメラ設置分)			
	算定式	私立認可施設数のうち補助対象施設				公立私立認可施設数のうち補助対象施設			
	初年度計画値	平成 28 年度	単位	か所	35	平成 28 年度	単位	か所	33
	全体計画値	平成 28 年度	単位	か所	35	平成 28 年度	単位	か所	33
成果指標	指標名								
	算定式								
	着手前現状値	平成 年度	単位			平成 年度	単位		
	完了後計画値	平成 年度	単位			平成 年度	単位		

項目	年度	全体計画		28年度		29年度		30年度		31年度	
		千円	補助率	千円	補助率	千円	補助率	千円	補助率	千円	補助率
事業費		40,200		40,200		0		0		0	
内訳	国庫支出金	28,725	75%	28,725	75%						
	県支出金										
	地方債										
	その他										
	一般財源	11,475	25%	11,475	25%						
備考		事業内容		事業内容		事業内容		事業内容		事業内容	

※財源内訳中の「その他」には、保険料・寄付金・基金・利用料等の収入を記入しています。

【CHECK(評価)】

妥当性	【必要性】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	保育士の負担となっている書類作成業務など保育以外の部分での負担軽減が図られ、勤務環境の改善につながる。またビデオカメラの設置により事前の事故防止策や事故後の検証が可能となり、子どもの安全・安心な保育の実施のためにも必要である。						
有効性	【市の関与】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	保育士の勤務環境や保育所等の安全管理について、市は積極的に関与すべきである。						
効率性	【事業成果】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	本事業により、保育士の負担軽減や保育所等の事故防止・事故後の検証が可能となる。						
協働性	【施策貢献度】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	保育士の勤務環境や保育所等の安全管理が改善されることにより、母子保健・児童福祉の充実に大きな効果がある。						
協働性	【コスト】	削減の余地なし		削減の余地あり		該当なし	
	国の補助基準額によって定められており、見直しの余地はない。						
協働性	【負担割合】	見直しの余地なし		見直しの余地あり		該当なし	
	市の負担割合は国の交付基準額に基づいて決定される。						
協働性	【市民・団体との協働、男女共同参画への取組度】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	保育士の勤務環境や保育所等の安全管理が改善されることで、安心して子育てができる社会づくりや社会全体で子育てを支えるための子育て支援となる。						

※事業類型が1～3に該当する事業については妥当性及び有効性の評価は記入しておりません。

1次評価	意見	国が推進する事業であり、保育士の負担軽減及び保育所等における事故防止等に資する事業である。	2次評価	方向性	採用	不採用	
				意見等	1次評価の意見のとおり。		

※1次評価は事業担当課長等、2次評価は2次評価委員会によって行われます。